令和８年 11 月 25 日提案

令和８年第８回琴浦町議会臨時会

議案説明付属資料

議案第 133 号　琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １

議案第 134 号　琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

令和８年 11 月議会　議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 133 号	議案名	琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について			
目　　的	令和８年人事院勧告および国家公務員の給与改定に準拠して、琴浦町職員の令和８年度の給与表を改定するなどの改正を行う。					
内　　容	１　条例案の概要 令和８年人事院勧告および国家公務員の給与改定に準拠して、給与月額、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当等の支給を行う。 （１）令和８年度給与勧告について ア）初任給の引き上げ（大卒程度：9,500 円、高卒者 9,500 円）。また、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定（平均改定率 3.3%）。 イ）宿日直手当の勤務区分につき、300 円から 1,500 円までの幅で引上げ。 ウ）ボーナスを 0.05 月引き上げ、4.70 月とし、期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分する。 令和８年度の 12 月期の期末手当の支給割合を 1.2875 月、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月とする。 エ）令和９年度以降の期末手当の支給割合については、６月期、12 月期それぞれ 1.275 月、勤勉手当の支給割合については、６月期、12 月期それぞれ 1.075 月とする。					
補足事項	施行期日 ア）及びイ）、ウ）の改正は公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。 エ）の改正は令和９年４月１日から施行する。					

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年 11 月臨時議会　議案概要</td><td colspan="2">担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>条例</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 134 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">特別職の国家公務員の給与の額が一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定されたことに伴い、琴浦町の特別職の職員（町長、副町長、教育長）に関し、特別職の国家公務員の改定に準じ所要の改正を行う。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　条例案の概要
（１）期末手当を 0.05 月引き上げ、年 3.55 月とする。
ア）令和８年度期末手当について、12 月支給割合を 1.80 月とする。

イ）令和９年度以降の期末手当の支給割合を、６月期、12 月期それぞれ 1.775 月とする。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6">施行期日
公布の日から施行する。
ただし、イ）の改正は、令和９年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">令和８年 11 月臨時議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>総務課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 135 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和８年度琴浦町一般会計補正予算(第６号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">○国の交付金を活用して学校トイレ洋式化工事を実施するにあたり、早期に設計業務を行うため、事業の組替を行うもの。
○日韓友好資料館サイクルステーション模様替えについて、工事着工後の調査により必要となった柱の補強等に対応するため工事費を追加するもの。
○人事院勧告に伴う国の給与法改定に基づく給与改定にかかる補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>15,259,940</td><td>45,463</td><td>15,305,403</td></tr>
</table>
２　主な追加内容
歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。
［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>地方交付税</td><td>△10,386</td></tr>
<tr><td>国庫支出金</td><td>1,404</td></tr>
<tr><td>県支出金</td><td>6,086</td></tr>
<tr><td>繰入金</td><td>67,207</td></tr>
<tr><td>町債</td><td>△19,100</td></tr>
<tr><td>諸収入</td><td>252</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>45,463</td></tr>
</table>
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。

（１）学校施設管理事業［△32,412 千円］
ア　事業説明
令和８年度よりトイレ改修に対する国の交付金要件が変更され、洋式化工事のみ（前年度の設計完了が条件）でも対象となった。このため、交付金を活用して令和９年度に全校のトイレ改修工事を行うよう計画を変更し、当初予定していた３校の工事を後ろ倒しとするとともに、残り４校の設計業務を今年度に前倒しする。
また、当初予定していた聖郷小学校屋根谷樋等取替工事は、実施設計の結果、防水シートの老朽化対策を含めた全体的な検討が必要となるため減額し、令和９年度以降での工事計画とする。
イ　経費</td></tr>
</table>

聖郷小・船上小トイレ洋式化改修工事設計委託料　［1,540 千円］
東伯中・赤碕中トイレ洋式化改修工事設計委託料　［2,750 千円］
小学校（八橋・浦安・赤碕）トイレ洋式化工事　［△31,543 千円］
小学校（八橋・浦安・赤碕）トイレ洋式化改修工事監理委託料　［△1,166 千円］
聖郷小学校屋根谷樋等取替工事　［△3,993 千円］

ウ　財源
町債　［△32,400 千円］
一般財源　［△12 千円］

（２）日韓友好資料館サイクルステーション模様替え工事［13,816 千円］
ア　事業説明
工事着工後の調査により当初設計から変更し、柱の補強、アスベストへの対応等の工事を追加する。
イ　経費
工事　［13,816 千円］
ウ　財源
町債　［13,300 千円］
一般財源　［516 千円］

（３）人事院勧告に伴う俸給月額と期末勤勉手当の引き上げ［78,859 千円］
ア　目的
人事院勧告に伴う国の給与法改定に基づき、民間給与との較差（3.51%）を埋めるため、若年層に重点をおきつつ、全ての職員を対象に俸給月額を引き上げる。期末勤勉手当について、民間支給状況との均衡を図り支給月数を引上げる。
イ　改定内容
（ア）一般職(会計年度任用職員含む）の俸給月額
業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定(全体平均で 3.3%引上げ)。
平均改定率:１級（主事級）4.0%、２級（主事・主任級）3.6%、３級（係長級）3.4%、４級（課長補佐級）3.1%、５，６級（課長級）3.0%

（イ）一般職（会計年度任用職員含む）の期末勤勉手当の支給月数
民間の支給割合との均衡を図り期末勤勉手当を 0.05 月分引上げ（4.65 月分⇒　4.7 月分）
引上げ分は期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和8年度	期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月（現行1.2625月）
	勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月（現行1.0625月）
	計	2.325月	2.375月（現行2.325月）
令和9年度以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	1.075 月	1.075 月
	計	2.35 月	2.35 月

（ウ）特別職・議員の期末手当の支給月数

期末手当を0.05月分引上げ（3.50月分⇒ 3.55月分）

		6月期	12月期
令和8年度	期末手当	1.75 月（支給済み）	1.8月（現行1.75月）
令和9年度以降	期末手当	1.775 月	1.775 月

ウ　経費

特別職人件費　［127千円］
一般職（会計年度任用職員除く）人件費　［56,028千円］
一般職（会計年度任用職員）人件費　［19,638千円］
議員人件費　［223千円］
特別会計・企業会計への繰出金(人件費分)［2,843千円］

エ　財源

国庫支出金［1,442千円］
県支出金　［△630千円］
繰入金　［202千円］
諸収入　［252千円］
一般財源　［77,593千円］

（４）　人事院勧告を伴わない人件費に係る補正［△23,546千円］

ア　事業説明

人事異動、各種手当の異動や育児休業等による人件費を補正する。

イ　経費

一般職（会計年度任用職員除く）人件費［△9,357千円］
一般職（会計年度任用職員）人件費　［△12,530千円］
特別会計への繰出金（人件費分）　［1,444千円］

	議員人件費　［△3,103 千円］ ウ　財源 国庫支出金　［△38 千円］ 県支出金　［6,716 千円］ 繰入金　［5 千円］ 一般財源［△30,229 千円］ （５）　ふるさと広域連合負担金に係る補正［8,331 千円］ ア　事業説明 人事院勧告に伴う国の給与法改定に基づき、ふるさと広域連合職員の人件費が増額補正されるため、本町の負担金を増額する。 イ　経費 ふるさと広域連合負担金　［8,246 千円］ 特別会計への繰出金（負担金分）［85 千円］ ウ　財源 一般財源［8,331 千円］
補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年 11 月臨時議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 136 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">令和８年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">人事院勧告及び職員の異動による人件費の増額補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">
１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>1,883,255</td><td>1,598</td><td>1,884,853</td></tr>
</table>
２　主な計上内容
【歳入】
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>県支出金</td><td>1</td></tr>
<tr><td>一般会計繰入金</td><td>1,597</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>1,598</td></tr>
</table>
【歳出】
（１）　総務費［1,597 千円］
ア　事業説明
人事院勧告及び職員の異動による職員人件費の増額補正を行うもの。
イ　経費
一般管理費［1,597 千円］
ウ　財源
一般会計繰入金［1,597 千円］

（２）　保健事業費［1 千円］
ア　事業説明
人事院勧告及び職員の異動による会計年度任用職員人件費の増額補正を行うもの。
イ　経費
医療費適正化事業［1 千円］
ウ　財源
県支出金［1 千円］
</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年 11 月臨時議会　議案概要</td><td>担当課</td><td colspan="2">すこやか健康課</td><td>種別</td><td>予算</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 137 号</td><td>議案名</td><td colspan="4">令和８年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第３号)</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="6">人事院勧告及び職員の各種手当の異動に伴う人件費の補正を行うもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="6">１　補正額　［単位：千円］
<table>
<tr><th>補正前予算額</th><th>補正額</th><th>補正後予算額</th></tr>
<tr><td>2,333,490</td><td>2,070</td><td>2,335,560</td></tr>
</table>
２　主な計上内容
（１）人事院勧告及び、職員の各種手当の異動などに伴い、人件費の補正を行うもの。
人事院勧告に伴い､ふるさと広域連合職員人件費の補正に伴う負担金の補正を行うもの。

【歳入】　［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>第１号保険料</td><td>322</td></tr>
<tr><td>国庫支出金</td><td>127</td></tr>
<tr><td>支払基金交付金</td><td>138</td></tr>
<tr><td>県支出金</td><td>65</td></tr>
<tr><td>繰入金</td><td>1,418</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>2,070</td></tr>
</table>
【歳出】　［単位：千円］
<table>
<tr><th>款名称等</th><th>補正額</th></tr>
<tr><td>総務費</td><td>1,353</td></tr>
<tr><td>地域支援事業費</td><td>510</td></tr>
<tr><td>諸支出金</td><td>207</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>2,070</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

令和８年 11 月臨時議会　議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 138 号	議案名	令和８年度琴浦町水道事業会計補正予算（第２号）			
目的	職員数の減により人件費を減額し、会計年度任用職員の増員により人件費を増額し、令和８年度人事院勧告に伴う人件費を増額する補正を行うもの。					

内容

１　補正額

■収入　　単位：千円

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的収入	355,519	△17	355,502
資本的収入	458,560	0	458,560

■支出　　単位：千円

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的支出	350,495	△2,722	347,773
資本的支出	638,211	610	638,821

２　主な計上内容

（１）収入　収益的収入[△17 千円]

ア　事業説明

職員数の減による児童手当の減額と、人事院勧告に伴う人件費の増額を差引きし、一般会計からの繰入金の減額を行うもの。

イ　収益

（ア）営業外収益[△17 千円]

a　他会計補助金[△17 千円]

（２）支出　収益的支出[△2,722 千円]

ア　事業説明

職員数の減による人件費の減額と、会計年度任用職員の増員による人件費の増額と、人事院勧告による人件費の増額を行うもの。

イ　経費

（ア）営業費用[△2,722 千円]

a　配水及び給水費[184 千円]

b　総係費[△2,906 千円]

ウ　財源

（ア）他会計補助金[△17 千円]

（イ）一般財源[△2,705 千円]

（３）支出（資本的支出）

	ア　事業説明 　人事院勧告による人件費の増額を行うもの。 イ　経費 （ア）建設改良費[610 千円] a　配水設備工事費[610 千円] ウ　財源 （ア）一般財源[610 千円]
補足事項	

令和８年 11 月臨時議会　議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 139 号	議案名	令和８年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第２号）			
目　　的	人事院勧告に伴い、人件費の増額補正を行うもの。					

内　　容

１　補正額

（１）　収入　　［単位：千円］

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的収入	910,825	1,374	912,199
資本的収入	774,918	0	774,918

（２）　支出　　［単位：千円］

区　　分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
収益的支出	907,301	1,374	908,675
資本的支出	1,074,189	0	1,074,189

２　主な計上内容

（１）　収入　収益的収入[1,374 千円]

ア　説明

収益的支出の補正に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。

イ　内訳

（ア）　営業外収益[1,374 千円]

ａ　他会計補助金[1,374 千円]

（ａ）　一般会計繰入金(基準内)[850 千円]

（ｂ）　一般会計繰入金(基準外)[524 千円]

（２）　支出　収益的支出[1,374 千円]

ア　説明

人事院勧告に伴い、人件費の増額補正を行うもの。

イ　経費

（ア）　営業費用[1,374 千円]

ａ　管路費[613 千円]

（ａ）　給料[271 千円]

（ｂ）　手当[217 千円]

（ｃ）　賞与引当金繰入額[56 千円]

（ｄ）　法定福利費[27 千円]

（ｅ）　法定福利費引当金繰入額[1 千円]

（ｆ）　退職手当組合負担金[41 千円]

	b　総係費[761 千円] （a）　給料[248 千円] （b）　手当[295 千円] （c）　賞与引当金繰入額[46 千円] （d）　報酬[103 千円] （e）　法定福利費[48 千円] （f）　法定福利費引当金繰入額[△2 千円] （g）　旅費[△15 千円] （h）　退職手当組合負担金[38 千円] ウ　財源 他会計補助金[1,374 千円]
補足事項	

<table>
<tr><td colspan="2">令和８年 11 月臨時議会　議案概要</td><td>担当課</td><td>町民生活課</td><td>種別</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>議案番号</td><td>議案第 140 号</td><td>議案名</td><td colspan="3">財産の取得について（琴浦町もえるごみ回収指定袋納入業務）</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="5">琴浦町もえるごみ回収指定袋を購入するに当たり、財産の取得について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年琴浦町条例第 54 号）第３条の規定に基づき、議会の議決を得るもの。</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">もえるごみの回収を円滑かつ確実に実施するため、琴浦町が指定する回収袋を購入する。
購入契約を締結するにあたり、財産の取得について、議会の議決を得るもの。

１　取得財産　　琴浦町もえるごみ回収指定袋
２　開札日　　令和８年 10 月 28 日
３　契約金額　　11,726,950 円
４　受注者　　社会福祉法人敬仁会 障がい者支援施設敬仁会館
施設長　佐々木　政治
５　納期限　　令和９年６月 30 日
６　契約方法　　随意契約（琴浦町財務規則第 136 条第３号）
７　入札業者数　１業者
８　落札率　　100％
９　仕様等　　もえるごみ回収指定袋
大袋 50 枚入り　7,500 冊（375,000 枚）
大袋 10 枚入り　6,500 冊（ 65,000 枚）
小袋 50 枚入り　1,300 冊（ 65,000 枚）
小袋 10 枚入り　3,500 冊（ 35,000 枚）</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>